

# 海外経済要録

## 国際機関

### ◇ IMF、第2期保有金売却計画の競売方法等を発表

国際通貨基金(IMF)は5月19日、第2期保有金売却計画(注)開始に先立ち、競売方法等を発表した。これは、IMFが本年4月の第2次改正協定発効(3月号「要録」参照)の下で過去2年間の金売却の経験を踏まえ、従来の売却方法等の見直しを行ったものである。この新方式は当面向う1年間(本年6月～来年5月)の競売に適用し、必要に応じ見直すものとされている。

(注) IMFでは76年6月以降、毎月1回保有金の市中売却を実行。売却予定総量25百万オンスのうち、第1期計画(76年6月～78年5月)として12.5百万オンスの売却を終了、残り12.5百万オンスを第2期計画(78年6月～80年5月)として売却する予定(昭和51年6月号「要録」参照)。

今回発表された競売方法の主たる変更点は次のとおり。

#### (1) 加盟国公的当局の入札に対する制限撤廃

第2次改正協定の発効に伴い加盟国公的当局の金取引制限が撤廃されたため、今後加盟国公的当局はIMF保有金競売への入札参加を制限されない。ただし、IMFは国際通貨制度における金の役割縮小の目的に照し加盟国公的当局の金取引について監視(monitor)する。

#### (2) 開発途上国による非競争入札の開始

保有金売却益のうち開発途上加盟国(104か国)のクォータ・シェア比例分(約3割)は、当該国に直接移転される(76年5月IMF理事会決定)が、あらかじめこの移転分を金で受取ることを選択した国は、以下の非競争入札(non-competitive bids)の手続きにより金を取得する。

- ① 金での移転を希望する途上国は、IMFに対し78年5月22日までにその旨を通知する(IMFによれば、39か国が希望を表明)。
- ② 当該国は、売却総量(25百万オンス)のうち自国のクォータ・シェアに相当する量を限度として、向う1年間(本年6月から来年5月まで)におけるどの競売においても非競争入札を行うことができる。
- ③ この場合の落札価格は競争入札における平均落札価格とする。
- ④ 当該国は、落札代金を支払い、落札価格と旧公定価格(1オンス=35SDR)との差額を売却益移転分

としてIMFから返却を受ける。

#### (3) 一般競争入札方法の変更

- ① 売却量——向う6ヵ月間における一般競争入札による売却量は非競争入札の開始に伴い月470千トン(従来525千トン)に削減し、その後は開発途上国の非競争入札参加状況に応じて調整する。
- ② 落札価格の決め方——従来共通価格(common price)方式と応札価格(bid price)方式を交互に採用していたが、今後は応札価格方式のみとする(注)。
- ③ その他の競売要領、例えば実施時期(毎月第1水曜日)、最低入札量(1,200オンス)、供託金(入札1オンス当り10ドル、ただし2,500オンス未満の入札については25千ドル)等は従来通りとする。

(注) 応札価格方式とは落札者がそれぞれの応札価格で引渡しを受ける方式。

一方、共通価格方式とは全ての落札者が自己の応札価格に関係なく最低落札価格で金の引渡しを受ける方式。

## 米州諸国

### ◇米国、公定歩合を引上げ

連邦準備制度理事会は5月11日、全12連銀の公定歩合を6.5%から7%に引上げ、即日実施(ただしボストン、ダラス両連銀のみは翌12日実施)することを承認した旨発表した。今回の引上げは昨年8月以降4回目の措置(通算引上げ幅1.75%)であり、この結果水準は75年初以来の高水準となった。

今回の公定歩合引上げ措置の趣旨につき同理事会は、「最近における短期市場金利の上昇にかんがみ公定歩合と短期金利の均衡を図ることを意図したものである」と説明している。

### ◇米国連邦準備制度等、新種定期預金の導入および預金自動振替制度の実施等を決定

1. 連邦準備制度理事会、連邦預金保険公社および連邦住宅貸付銀行は5月11日、住宅金融への資金の流れを円滑化する趣旨から、預金金利規制(連邦準備制度レギュレーションQなど)を改正し、それぞれの管轄下にある商業銀行、相互貯蓄銀行および貯蓄貸付組合に対し、①TB金利を基準とする6ヵ月もの定期預金の新設を認めるとともに、②定期預金金利規制体系に「8年以上の定期預金」という新たな範ちゅうを設けることとし、6月1日以降実施する旨発表した。

概要は以下のとおり。

- (1) TB金利基準6ヵ月もの定期預金証書(Money Market Certificate)

## 金利最高限度

商業銀行……最近週入札の6か月ものTBの平均  
入札利回り

相互貯蓄銀行、貯蓄貸付組合……同利回り  
+0.25%

最低額面……10,000ドル

譲渡不可能

## (2) 8年以上定期預金証書

## 金利最高限度

商業銀行……7.75%

相互貯蓄銀行、貯蓄貸付組合……8.0%

最低額面……1,000ドル

なお今次措置に伴い、公的機関勘定、個人年金勘定および自家営業者年金勘定の定期貯金金利最高限度は「銀行または貯蓄貸付組合の6か月超の定期預金の金利最高限度に一致させる」との規定に基づき、自動的に8.0%（従来7.75%）に引上げられることとなる。

## 預金金利最高限度一覧

(年利・%)

	商業銀行		相互貯蓄銀行、 貯蓄貸付組合	
	旧	新	旧	新
貯蓄預金	5.0	5.0	5.25	5.25
N.O.W 勘定 (ニュー・イング ランド6州のみ)	5.0	5.0	5.0	5.0
TB金利基準6か月 の定期預金	—	6か月もの TB平均入 札利回り	—	6か月もの TB平均入 札利回り +0.25
定期預金				
30日以上90日未満	5.0	5.0	—	—
90日以上1年未満	5.5	5.5	5.75	5.75
1年以上2年半未満	6.0	6.0	6.5	6.5
2年半以上4年未満	6.5	6.5	6.75	6.75
4年以上6年未満	7.25	7.25	7.5	7.5
6年以上8年未満	7.5	7.5	7.75	7.75
8年以上		7.75		8.0
公的機関、年金勘定	7.75	8.0	7.75	8.0

2. 連邦準備制度理事会は5月1日、また連邦預金保険公社は5月5日、それぞれの管轄下にある商業銀行と相互貯蓄銀行が個人預金者との間で貯蓄預金から要求払預金への資金の自動振替契約を結ぶことを認めることとし、本年11月1日から実施する旨決定した(連邦準備制度のレギュレーションQ改正等)。本措置に関し連邦準備制度では、「個人預金者にとって、当座貸越や小切手不渡り、という事態の発生を避けられるというメリットが得られるほか、連邦準備制度にとっても手形交換事務の効率化に資することになる」とコメントしている。

## ◇米連邦準備制度、財務省預金勘定の取扱変更に伴いレギュレーションD、Qを一部改正

財務省は、本年7月6日以降市中金融機関に有する財務省預金勘定(Tax and Loan Accounts)残高のうち余剰資金部分を預入先金融機関発行の利付債務証書に運用できることとなった(52年12月号「要録」参照)が、これに伴い連邦準備制度理事会は5月1日、レギュレーションDおよびQを一部改正し7月6日以降実施する旨発表した。今回の改正によれば、財務省資金の運用対象として発行された金融機関債務証書は、レギュレーションD(加盟銀行の準備金)、Q(加盟銀行の預金金利規制)において預金とみなされず(財務省預金勘定は要求払預金と規定されている)、従って準備預金および金利規制の適用を除外されることとなる。

なお財務省は、財務省資金の運用対象となる金融機関債務証書の金利をフェデラル・ファンド・レート-0.25%とする旨発表した。

## ◇米国銀行監督機関、銀行検査の評価方法を統一化

連邦準備制度(FRS)、連邦預金保険公社(FDIC)および通貨監督官(Comptroller of the Currency)の3つの連邦銀行監督機関(注)は5月11日、銀行検査の評価(格付け rating)方法を統一化した旨明らかにした。今次措置は、これまで各監督機関の銀行のパフォーマンスに対する評価方法が異なっていたため、米国商業銀行全体の健全性について総合的に判断することが難しかったことにかんがみ1年前から上記3機関の間で協議が続けられ、今般ようやく合意に達したものである。

(注) 米国の商業銀行に対する連邦ベースでの検査は、国法銀行に対しては通貨監督官が、FRS加盟州法銀行に対しては連邦準備制度が、FRS非加盟、FDIC被保険州法銀行に対しては連邦預金保険公社がそれぞれ第一次の監督責任を有している。

統一評価方法の概要は次のとおり。

1. まず銀行のパフォーマンスを資本充実度(capital adequacy)、資産内容(assets quality)、経営・管理能力(management/administration)、収益状況(earnings)、流動性(liquidity)の5項目について評価し、No1～5までの5ランクに格付けする。

No1: strong(パフォーマンスが平均よりもかなり良好)

No2: satisfactory(平均並ないしそれ以上)

No3: fair(パフォーマンスに若干瑕疵があり、平均以下)

No4: marginal(平均をかなり下回っており、事態を改善しないと銀行の存続すら危くしかねない)

№5 : unsatisfactory(パフォーマンスに重大な欠陥があり、直ちに是正措置を講じる必要がある)

## 2. 上記5項目の判定基準は次のとおり。

### (1) 資本充実度

危険資産(risk assets)や不良資産(marginal and inferior quality assets)の規模、銀行の過去の成長度および今後の見通しなどの相対関係によって格付けされるが、このほか同規模銀行グループ内における各種資本比率の比較、内部留保状況、資本市場等からの資金調達力なども考慮される。

### (2) 資産内容

分類資産(classified assets…通常以上のリスクを有すると判定されたもの)、利息減免資産の規模等、問題貸出(problem credits)の管理状況、諸準備金の充実度などが基準となる。さらに投融資の集中度、要注意資産(special mention classifications)の質および規模、貸出方針なども考慮される。

### (3) 経営管理能力

業務運営・指導・管理能力、銀行規制の遵守状況、企画力および環境変化に対する適応力、内部管理政策の適格性、地域社会の要望にこたえる積極性などが評価される。

### (4) 収益状況

収益の趨勢的傾向、損失を補てんし適正資本を維持する能力、同規模他行との比較、純所得の質・内容などが基準となるが、また配当性向、内部留保の増加テンポと資本充実度との間の相互依存関係も考慮される。

### (5) 流動性

預金の安定度、金利に敏感に反応して移動する資金に対する依存度合、および外部借入の水準、債務構造との関係における技術的運営能力、換金性資産の調達能力、短期金融市場等からの資金調達力などが基準となる。

3. 以上の5項目の評価に基づき、各銀行を次の5段階の総合評価(composite rating)に格付けする。

#### (1) Composite 1.

ほとんどあらゆる面からみてパフォーマンスが健全(sound)であり、仮に問題点があるとしてもそれは基本的に軽微(minor)なもので通常の方法(routine manner)により対処可能な銀行。かかる銀行は経済・金融不安に対する抵抗力があり、経営環境の変化にも十分即応できる。

#### (2) Composite 2.

比較的軽微な(modest)問題点がみられるが、日常

業務活動の中で矯正可能であり、基本的には健全(fundamentally sound)と判断される銀行。かかる銀行は安定的(stable)であり、経営環境の変化にもよく対応できるが欠陥を是正しないとより懸念される事態にまで進展しかねない。

こうした欠陥が通常業務の範囲内で調整されている限り、銀行監督機関は格別の対応処置を要しない。

#### (3) Composite 3.

やや深刻(moderately severe)ないし不良(unsatisfactory)とみられるいくつかの問題点を抱えている銀行。かかる銀行は経営環境の悪化に対し抵抗力がなく、問題点は正のため有効な総合対策がとられなければ経営悪化が容易に表面化することになる。従って銀行監督機関はこのグループの銀行に対しては、通常以上の監視を必要とする。

#### (4) Composite 4.

相当な規模の不良資産を抱えているか、あるいは資産以外の面で幾つかの悪い条件のある銀行。かかる銀行は速やかに矯正措置を講じなければ、先行き当該銀行の存続を危くするような事態に発展する可能性がある。従って監督機関はこのグループの銀行に対しては緊密な注意を払い、資金面の監視を行うことが必要。

#### (5) Composite 5.

Composite 4. で規定されたよりもさらに悪い状況にあり、量的質的欠陥のために、株主等から緊急援助が必要とされる銀行。このグループの銀行は、破綻の可能性が高く、監督機関は、常時、監視を行うことが必要。

## ◇カナダ、銀行法等の改正法案を発表

カナダ大蔵省は5月18日、銀行法等の改正法案を議会に提出した(注)。同省は、かねてよりカナダの銀行の体質強化を図り金融環境の変化に適応できるようにするためには国内金融機関相互間の競争促進や外国銀行の参入等が必要であるとの考えから銀行法の改正作業を進め、さる76年8月には改正原案を白書(White Paper on the Revision of Canadian Banking Legislation)の形で公表(昭和51年9月号「要録」参照)した。今回の改正法案は、この白書に対する銀行等関係方面からの意見を織込んだうえでまとめられたものである。

(注) カナダの銀行法(The Bank Act)は10年間の限時法となっており、現行法は77年6月末で期限が到来したが、改正法案の作成遅延から2度にわたって期限延長(79年4月1日まで)されていた。なお今次改正法案には銀行法の改正のほか、カナダ手形交換協会法(The Canadian Payments Association Act)の制定およびカナダ銀行法(Bank of Canada Act)等関連法の修正などが含まれている。

改正法案の骨子は次のとおり。

## 1. 銀行法関係

### (1) 銀行設立条件の緩和

イ. 銀行(chartered bank)の営業免許は、現行法では議会の特別法(special act of Parliament)によって与えられるが、改正法案では総督(the Governor-in-Council)の承認のもと大蔵大臣が発行する特許状(letters patent)によるものとする。

ロ. 現存の各種金融機関は銀行に転換することを許可される。

### (2) 外国銀行の対カナダ進出許可

外国銀行は、カナダ法人の子会社設立によってカナダ国内で銀行業務を営むことを許される(支店やエージェンシーの設立は認めない)。ただし、上記子会社は国内銀行と同様準備預金積立義務などの諸規制に服するほか、次のような要件を満たさねばならない。

イ. 外銀子会社の授權資本は最低5百万ドルとする。

ロ. 全外銀子会社の資産総額は銀行商業貸出(注)総額(total bank commercial financing)の15%を限度とする。

ハ. 支店は5か所までとし、いずれもカナダ国内に設置するものとする。

ニ. 外銀子会社の本国が相互主義の原則に基づきカナダの銀行に対して同様の営業活動を認めていること。

(注) 「商業貸出」とは、①本国通貨建農・工・商業向け貸出、②外貨建居住者向け貸出、③アパート対象住宅抵当貸付、④金融債、等の合計。

### (3) 現金準備率の引下げ等

イ. カナダ・ドル建預金に対する現金準備率(cash reserve)を今後5年間にわたり下記の水準まで段階的に引下げる。

ロ. 新たに国内取引のファイナンスに供される外貨建預金に対する現金準備率を設定する。

現金準備率	現行	改訂
本国通貨建要求払預金	12%	10%
〃 定期性預金 (5億ドル以下分)	4%	2%
〃 〃 (5億ドルを超える部分)	4%	3%
外貨建預金	0%	3%

### (4) 銀行業務の多様化等

イ. 銀行とその他の金融機関との合併を認める。

ロ. 銀行に対してリース業や債権買取業(factoring)等の業務を認める。

ハ. 銀行の社債引受け業務は禁止する。

## 2. 手形交換制度の拡充

「カナダ手形交換協会法(The Canadian Payments Association Act)」を制定し、これに基づき「カナダ手形交換協会」を設立、銀行(強制加入)のみならず信用組合、信託会社、抵当貸付会社等の預金受入金融機関(任意加入)も同協会の一員として手形交換業務に参加できるものとする。ただし同協会の会員はカナダ預金保険制度加盟の義務を負う。

## 3. カナダ銀行法関係

手形交換制度拡充に伴い、銀行のほかカナダ手形交換協会加盟金融機関からも預金受入を認める。また銀行以外の金融機関のうち預金取引を開始した先については貸出を行うことができるものとする。

## ◇アルゼンチン、ペソ変動相場制に移行等を発表

アルゼンチン政府は5月12日、①本国通貨ペソの自由変動相場制移行、②民間部門の対外借入に対する最低準備率制度の導入を決定し、即日実施する旨発表した。これらの措置は、最近同国のインフレが加速しつつある一方、民間部門の対外借入を主因に国内流動性が予想外に増加していることにかんがみ、国内金融調節の強化を図るためにとられたものと伝えられている。

両措置の内容は次のとおり。

### (1) ペソの自由変動相場制移行

従来ペソの対米ドル・レートは、内外インフレ率格差や輸出品の競争力あるいは国際収支状況を勘案のうえ中央銀行が適宜決定していたが、今後はレート変動を原則として市場の実勢にゆだね、中央銀行の市場介入は急激なレート変動を回避するためのみに行う。

(2) 民間部門の対外借入に対する最低準備率制度の導入  
イ. 準備率は輸出入金融関係借入については10%、それ以外の対外借入については20%とし、新規借入のみならず既借入の更新にも適用する。

ロ. 輸出入金融関係借入については、輸出入取引が予定した期間内に実行されない場合14%の追加的準備率を賦課する。

ハ. 準備金の預託は外国為替銀行にペソ建で行われ、預託受入銀行は当該金額を中央銀行に再預託する。

ニ. 預託金に対する付利は行わない。

## ◇ペルー、一連の経済緊縮措置を発表

ペルー政府は5月中旬、相次いで一連の経済緊縮措置を発表した。本措置は昨年11月のIMF借款交渉における合意に基づき、財政赤字の圧縮(歳出の15~20%程度

を目的)と同時に国際収支の均衡を図るために採られたものとされており、その骨子は次のとおり。

(1) 財政赤字抑制措置

- ① 増税措置——所得税(月収2千ソル以上の所得層を対象に1%)、売上税(1~5%)、車輛税(乗用車の場合、50%)、外国旅行税(50%)、伝統的産品にかかる輸出税(2.5%)等各種税率の引上げ。
- ② 公共料金の引上げ——電力料金(60~65%)、バス料金(50%)等。
- ③ 基礎食品に対する政府補助金支出の廃止——ミルク、小麦、パン、食用油等。

(2) 国際収支対策

- ① 同国通貨ソルの対米ドル・レートを7%切下げ(1ドル=130ペソ→同140ペソ)。
- ② 食品、薬品、肥料、原油等を除く輸入に対し10%の追加関税を賦課。
- ③ 資本財、原材料輸入に対する関税優遇措置の縮小。

(3) その他

- ① 上記緊縮策実施に伴う物価上昇の影響を緩和するため、労働者の賃金を引上げ(民間部門一月額1,500ドルアップ、公共部門一同500~2,000ドル)。
- ② 国内貯蓄奨励のため物価スライド条項付国債を発行(額面価額を生計費指数にリンクさせる。金利は年4%)。

**欧州諸国**

◇ EC農相理事会、1978/79農業年度の農産物価格等を決定

1. EC農相理事会は5月12日、1978/79農業年度(本年は5月から翌年4月まで)におけるEC域内農産物価格を平均2.25%引上げること(52年6月号「要録」参照)、また同時に外国為替市場における実勢相場との間に乖離の目立つグリーン通貨についても調整を行うこと等を決定した(4月号「要録」参照)。

今次決定の概要は以下のとおりである。

(1) 農産物価格改定……1978/79農業年度における今次

品 目	実施日	価格引上げ率 (前年度比・%)
軟質小麦、大麦	1978. 5. 1	+1.26
ライ麦	〃	+1.0
とうもろこし	〃	+3.0
米、砂糖、オリブ油、ブドウ酒、たばこ、果物、野菜	〃	+2.0
牛乳、豚肉	1978. 5. 22	+2.0
牛肉	〃	+2.5

農産物価格改定率(UC建)は次のとおり。

(2) グリーン・レート調整……外国為替市場の実勢相場に比較して過大評価されているグリーン・フランス・フラン、グリーン・アイルランド・ポンド、グリーン・イタリア・リラ等は切下げ、グリーン・西ドイツ・マルクについては切上げを行うこととする。調整幅等は次のとおり。

グリーン通貨	改定率	新レート	旧レート
西ドイツ・マルク(DM)	0.3%切上げ	1 G.DM = 0.293912 UC または 1 UC = 3.402379 G.DM	同 0.293033 UC  3.412585 G.DM
フランス・フラン(F.Fr)	3.6%切下げ (ただし豚肉については7.2%切下げ)	(3.6%切下げ後) 1 G.F.Fr = 0.160639 UC または 1 UC = 6.225138 G.F.Fr	0.166638 UC  6.00103 G.F.Fr
アイルランド・ポンド(Ir.£)	6%切下げ	1 G.Ir.£ = 1.27079 UC または 1 UC = 0.786912 G.Ir.£	1.35190 UC  0.73970 G.Ir.£
イタリア・リラ(I.Lit)	5%切下げ	100 G.I.Lit = 0.0866551 UC または 1 UC = 1,154 G.I.Lit	0.09124 UC  1,096 G.I.Lit
英・ポンド(£)	7.5%切下げ (ただし牛肉、豚肉については2.5%切下げ)	(7.5%切下げ後) 1 G.£ = 1.57678 UC または 1 UC = 0.634204 G.£	1.70463 UC  0.586638 G.£

- (注) 1. ただし、英・ポンドについては、すでに本年1月30日の農相理事会において決定済みの措置である(2月号「要録」参照)。  
 2. 上表中G.はグリーンの略。  
 3. 実施時期は原則として1978/79農業年度初から、ただし牛乳、牛肉、フランス産豚肉については本年5月22日からとされている。  
 4. 上記グリーン・レート変更に伴い、切下げをみた各国がEC農業指導基金に拠出すべき国境調整金(MCA、51年11月号「要録」参照)率は、削減される—フランス14.7→10.5%、アイルランド10.7→3.9%、イタリア18.4→12.3%、英国39.9→29.3%(ただし牛肉、豚肉については32.9→29.3%)、一方、切上げとなった西ドイツについては増額(7.2→7.5%)されることとなる。

2. 今回の農産物価格等決定において特徴的なことは、各国の利害調整が難航し討議期間が異例に長期化したことで、特に①ブドウ酒の最低価格設定をめぐるフランスとイタリアの対立、②イタリアによる地中海沿岸農業保護対策の要求等が目立った。

## ◇西ドイツ、石炭、鉄鋼業等に対する助成措置を決定

1. 西ドイツ政府は5月10日、石炭、鉄鋼業(注)等に対する投資および技術開発助成措置を中心とする財政の小規模追加支出(総額939百万ドイツ・マルク)を閣議決定した。本追加財政支出に伴い、78年の連邦政府補正予算の総歳出額は前年比10.8%増の1,895億ドイツ・マルクとなり、当初予算(同+10.4%)比若干増加したかたちとなっている。支出内容は以下のとおり。

イ. 石炭、鉄鋼業に対する補助金支出	903百万ドイツ・マルク
ロ. 漁業に対する補助金支出	25 〃
ハ. ベルリン地区における雇用促進措置	11 〃
計	939 〃

(注) 鉄鋼業の業況悪化の事例としては、たとえば西ドイツ業界5位の鉄鋼メーカーであるクロックナー・ヴェルケ社(Klöckner-Werke 76年、粗鋼生産高3.3百万トン、従業員24.9千人)では需要の長期停滞に対処するため、71年以来4百万トン程度の粗鋼、圧延鋼の減産のほか、8千人の人員整理を進めてきたが、さらに本年末までに1.6千人の人員整理が必要とされている。

2. 本決定について、西ドイツ政府では「同措置が景気刺激的な政策意図をもつものではなく、問題を抱えた個別業界に対する助成をねらったものである」と説明している。

なお、本追加支出の財源としては、このうち231百万ドイツ・マルクについては他の支出抑制を、708百万ドイツ・マルクについては新規に資金調達を予定している(本年の総資金調達所要額見通し、当初308億ドイツ・マルク→補正後315億ドイツ・マルク)。

## ◇西ドイツ、マルク建外債の新規発行を一時停止

1. 西ドイツ中央市場委員会マルク建外債小委員会(注)は5月12日、マルク建外債の新規発行を次回会合(6月7日開催予定)まで一時的に停止することを決定した。

2. 本決定について、ブンデスバンクでは「資本市場の需給に基本的な変化があるわけではないが、このところ米ドル・レートの特直しに伴ってドイツ・マルクからドルへ資金が移動しており、これまで買い進まれ過ぎていたマルク債の価格修正が行われていたことは確かである。本措置はこうした微妙な情勢の変化に対応して資本市場の好地合いを息の長いものにするために、関係筋が話し合ったうえ決定されたものである」と説明している。なお、本決定について、市中筋では今後なお発行が予定されている連邦債等への悪影響を回避したいとの当局の慎重な意向が反映されたものとの受け止め方をしている。

(注) Der Unterausschuss für D-Mark-Auslands anleihen des

## ◇ブンデスバンク、最低準備率の引下げを決定

1. ブンデスバンクは5月18日の中央銀行理事会において最低準備率の引下げを次のとおり決定した(6月1日以降実施、解放資金量約45億ドイツ・マルク)。

- (1) 対外債務にかかる残高準備率(本年1月1日以降高率適用)を国内債務にかかる準備率と同率とする。
- (2) 対外債務にかかる増加額準備率(本年1月1日実施)は廃止する。
- (3) 上記ののち、国内債務および対外債務にかかる残高準備率を一律7%引下げる。

2. 本措置に対する同行コミュニケの内容次のとおり。「このところ西ドイツからの資本流出に伴う銀行流動性縮小から短期金融市場が窮屈気味に推移してきていたが、本措置はこうした市場の引き締め傾向を緩和するとともにあわせて成長通貨の供給といった観点にも配慮しとられたものである」。

なお、同行エミンガー総裁は本措置の趣旨につき次のように補足説明した。

- (1) 銀行の自由流動性準備は、昨年末の115億ドイツ・マルクから最近では95億ドイツ・マルクに落込んでおり、この結果金融機関がブンデスバンクのロンバート貸付や売戻し条件付手形買オペに恒常的に依存する傾向が目立ってきていたが、本措置はこうした状況に対処して中央銀行通貨供給を持続的なベースに置きかえるものである。
- (2) 本措置は先行きについて投資家の間に若干の不安感ももってきている最近の資本市場の地合いにも適合したものである。
3. 本措置に対し、金融界では大方が金融市場の実情にかなったものとしてこれを歓迎しており、「本措置は資本市場の一層の安定化に資する」(ドイツ銀行協会等)と評価する向きが多い。

## 西ドイツの最低準備率

(6月1日以降適用、単位・%)

	国内・非居住者債務(残高ベース)		
	当座性債務	定期性債務	貯蓄預金
1億マルク以上	12.79	8.97	5.67
1千万マルク以上 1億マルク未満	10.88	7.58	5.49
1千万マルク未満	8.04	5.67	5.30

(注) 改訂後の準備率についてはブンデスバンクの発表文に基づき日本銀行調査局において試算。

### ◇ブンデスバンク、債券買オペレーションの開始を発表

1. ブンデスバンクは5月29日、連邦債の買オペレーションを実施した旨発表した。同行によれば、本措置に伴う買入れ額は2億ドイツ・マルク強とされている。
2. 本措置について、同行では「今回の債券購入は当面逼迫が予想される金融市場への流動性供給を目的としたものであり、今月18日決定の最低準備率引下げ措置と軌を一にするものである。ブンデスバンクとしては債券市場の落ち着き、金利上昇(注)抑制という副次的な効果も大いに期待しているが、市場金利をどこか一定水準に抑えようというのではなく、市場の流動性需要をにらんでそれに対応して市場が安定水準をみつめてくれることを期待している」と説明している。

(注) 債券月中平均市場利回り(6%もの、単位・%)

53/1月	2月	3月	4月	5月
5.51	5.46	5.34	5.34	5.44

### ◇フランス政府、1978年度第1次補正予算案を閣議決定

1. フランス政府は5月10日、1978年度第1次補正予算案を閣議決定した。今次補正予算案では、雇用対策費を中心とした歳出増を、石油消費税増税等による歳入拡大でカバーし、収支じりは均衡するかたちとなっている。

今次補正予算案の主な歳出入内訳は以下のとおり。

	(単位・百万フラン)
歳出増加額	4,280
支出増加額	4,680
うち雇用対策費(注1)	4,495
公害対策費(注2)	135
支出削減額	△ 400
歳入増加額	4,280
うち石油消費税増税(注3)	2,380
職業訓練費企業負担率引上げ等	1,500
宝くじ収益国庫納付率引上げ	400
収支じり	0

(注1) 中小企業の若年労働者新規雇用にかかる社会保険料企業負担額の50%国庫肩代り措置等(別項参照)。

(注2) 本年3月ブルターニュ沖で起きた大型タンカー座礁事故にかかわる公害対策費。

(注3) 当初予算で予定していた引上げ幅を拡大(例、スーパー・ガソリン価格……課税額をリッター当たり当初予定1.2044フランから同1.2931フランに引上げる)。

2. 今回の補正予算案については、昨年度中引締め政策の手直しに伴い大幅増額修正が行われたのとは対象的に極めて小幅なものにとどまっているうえ、内容的にみても昨年来の政策の継続である個別的雇用対策費に集中している点が特徴的である。この点に関し、経済界では

「今次補正予算は政府の慎重な政策運営方針を反映するもので、今後とも財政支出の拡大による景気刺激策は望み薄であろう」(経団連)と指摘している。

### ◇フランス、若年失業者雇用対策等を延長

1. フランス政府は5月17日、若年失業者等雇用対策を一部修正のうえ延長する旨閣議決定した(51年4月号、52年5月号、「要録」参照)。

今回決定された措置の概要は以下のとおりである。

- (1) 若年者(25歳以下)の新規雇用にかかる社会保険料企業負担分の国庫肩代り措置を、79年6月末までさらに1年間延長する。ただし、従来全ての企業を対象としていたものを中小企業(従業員数500人未満かつ売上高1億円未満)のみに限定し、また国庫肩代り比率も従来の100%から50%に削減する。
- (2) 職業訓練教育を受講する25歳以下の若年男子、および婦人に対する所得保証措置を継続する。ただし所得保証期間は従来の8か月から6か月に短縮し、所得保証額も従来の法定最低賃金(SMIC)の1率90%から、婦人および18歳以上25歳までの男子については75%に削減する(18歳未満の者については従来通り、法定最低賃金の25%)。
- (3) 見習工として企業内職業訓練に従事する若年者に対する所得保証措置も継続する。ただし対象は従来の手工業・小売業従事者から、今後は手工業従事者のみに限定することとし、所得保証期間も従来の6か月から4か月に短縮する。なお所得保証額は従来通り法定最低賃金の90%とするが、うち20%は企業負担とする(従来は最低賃金の90%相当額を国庫負担)。

2. 今回の雇用対策修正につき政府では、「雇用対策の重点を職業訓練、企業内研修に移していくべきであり、政府も別途中期的雇用拡大のための行動計画策定の準備を進めている(今秋の国会に提案を予定)。今回の雇用対策の修正、延長は、同計画実施までのつなぎの役を果すものである」(ブーラン首相)と説明している。

### ◇フランス、長期国債を発行

1. フランス経済省は5月22日、本年度における財政赤字ファイナンスの一環として、本年度初の長期国債(総額30億フラン)を発行した。今回の長期国債発行は77年5月23日の発行(総額80億フラン)以来一年ぶりのものであるが、今回は、前回のような欧州計算単位に基づく価値保証は付されていない(注)。

(発行条件等)

総額 30億フラン

期間 15年(3年据置、12回分割償還)  
 利払期 毎年5月22日  
 金利 表面金利10%、パー発行

(注) 1977年5月23日の長期国債(通称パール国債)発行に際しては、「1978年以降償還時までの各年の4月30日に先立つ30日間のフランの対欧州計算単位(UC、50年4月号「要録」参照)平均相場が77年4月29日現在の相場を下回る場合、元本償還額をフランの減価率に応じ増額する」との価値保証が付けられていた。

2. 今回の国債発行に当って、前回のように価値保証を付さなかった背景については、①昨年の長期国債発行当時は今春の総選挙における左翼政権成立の懸念から、国債といえども欧州通貨単位へのインデクセーションといった好条件を付さない限り、消化が困難との見方があったが、今回は総選挙後の政局安定に基づき先行きに対し政府が自信を回復したこと、②本年度も財政赤字が拡大する可能性があり、長期国債の発行も今回のみにとどまらないと見込まれる情勢下、市場慣行を無視した好条件の国債発行により民間企業による資金調達と競合することのないよう配慮したことが指摘されている。

#### ◇フランス政府、資本利得税改正法案を閣議決定

1. フランス政府は5月24日、資本利得税改正法案(Le projet d'imposition des plus-values mobilières)を閣議決定した。資本利得税法は社会的に公正という見地から、不動産・動産売却にかかる資本利得に対し課税することを目的とするものであり、このうち不動産、奢侈品に対する課税は既に77年1月1日より実施済であるが、動産(株式・債券等)に対する課税は後述のように実施に移されていなかった。今回閣議決定された改正法案は動産分についての修正である。

同改正法案の主要点は以下のとおり。

##### (1) 取引主体別課税率

イ. 専門的取引者……信用取引等を活用し証券売買を行う者、あるいは直物取引のみを行う者でも年間売買総額が前年末における証券等保有額の1.5倍(注1)を越す者(ただし年間売却額が5万フラン未満(注2)の者は除く)で、証券売買益がその他課税対象所得額を上回った者については、通常の所得税課税率表の定めに従い最高60%まで課税する。

ロ. 準専門的取引者……上記の者のうち、証券売買益がその他所得を下回った者に対しては一律30%の課税を行う。

ハ. 非専門的取引者……上記以外の者については、一律15%の課税を行う。ただし、年間の売却額が10万フランを下回る場合には免税とする。

なお、改正前の資本利得税法においては、年間売

却額2万フラン超の取引にかかる資本利得は全て課税対象(ただし年間利得額6千フランまでは基礎控除)となっていた。

(注1) 6月14日の本法案国民議会可決成立に際し、1.6倍に引上げ。

(注2) 同じく、10万フラン未満に引上げ。

(2) 実施予定日は従来通り79年1月1日。

2. 動産売却にかかる資本利得税法は、76年7月10日成立後(51年8月号「要録」参照)、当初、78年1月1日から実施の予定であったが、77年に至り、株式市場低迷が顕著となったため、これが設備投資を阻害しひいては雇用環境に悪影響を及ぼすことが懸念されたことから実施期日が79年1月1日まで1年間延期された(52年5月号「要録」参照)。今回の決定は小口の株式・債券売却にかかる資本利得税課税負担軽減の見地から修正を加えたものである。

しかし今回の改正法案に対しても、市場筋では、「大量の証券を保有する者でも、売却額が僅少であれば15%の課税ないしは免税扱いという低課税負担で済み、不公正の是正という見地からすれば十分なものといえない」(アジェフィ紙)等批判の声が多い。

#### ◇フランス政府、工業製品価格規制の廃止を発表

1. フランス政府は5月31日、現行工業製品価格規制を段階的に廃止する方針を発表した。同方針の概要は下記のとおり。

(1) 初回の措置として22品目の工業製品価格規制を6月1日に撤廃する。主要品目は次のとおり。

産業用自動車・同部品、鉄道車両、工作機械、ベアリング、時計、ゴム、缶詰、ジャム、ビスケット、皮革製品、エレクトロニクス製品、ラジオ部品等。

(2) 残る工業製品(注)についても価格規制を10月15日までに段階的に廃止する。なお自由化品目の選定に当たっては、①競争条件の有無、②利潤率の適否、③市場における需給関係等を基準とする。

(注) 77年1月1日以降実施されている現行工業製品価格規制では、石炭・鉄鋼製品、バター、ガス・電力等特に定めるものを除くすべての工業製品が規制対象となっている。

2. 工業製品の価格規制の全面的撤廃は、価格引上げ事前届出制度、年間価格引上げ幅等契約制度、物価凍結措置等による規制が継続されてきたフランスにとって1945年以降初めてのことである(注)。

なお現行の工業製品価格規制については、76年9～12月の暫定的物価凍結措置のあとを受けて、77年1月1日以降、従来の価格契約制度を修正、復活するかたちで実

施してきたものである(52年3月号「要録」参照)。

(注) さらに政府では、現行の商業マージン、サービス価格等規制措置についてもその自由化につき検討を始める(ただし実施は79年以降の予定)旨の意向を表明している。

3. 今回の価格規制撤廃につき政府では、「本措置が一時的物価上昇要因となるのは明らかであるが、1976年秋以降のインフレ克服策が効果を発揮しつつあることを考慮すれば、インフレ再燃の懸念は少なく」(パール首相)、むしろ「価格決定の自由という企業固有の権利を回復させることにより、企業に内外の需要構造の変化に即応できる能力を与え、また同時に経済社会全体に対する企業責任を再確認させるうえで必須の条件である」(モノリー-経済相)と説明している。

#### ◇フランス、株式投資促進措置等を決定

1. フランス政府は5月31日、個人株式投資および企業増資の促進策を閣議決定した。本措置は、「工業製品価格規制の撤廃(別項参照)と並んで、企業の自己資本調達力を高め、これにより設備投資を促進し、フランス企業の国際競争力の強化および雇用機会の創出に資することをねらったもの」(モノリー-経済相)とされている。

今回決定された株式投資促進策の概要は以下のとおりである。

##### (1) 株式投資増加額に対する非課税扱い。

一世帯の株式投資の年間純増額につき、5,000フランを限度として当該年の課税対象所得額からの控除を認める。さらに上記限度額は当該世帯の扶養子女の数に応じて上乘せすることとする。上乘せ額は第2子まで各500フラン、第3子以降は各1,000フランとする。

なお、適用期間は78年以降81年までの4年間、控除対象となる株式は、フランス企業の株で上場されているもの、および非上場株でも増資新株であるものとする。ただし、現行の配当所得基礎控除(限度額3,000フラン)との併用は認めず、これに代替すべきものとする。

##### (2) 企業の増資促進策

イ. 増資新株にかかる支払配当相当額の損金算入期間を、これまでの新株発行後5年間から同7年間に延長する。

ロ. 内部留保を資本金に繰入れる際課される登録税(droit d'enregistrement)を、繰入額100万フランまでを限度に現行の12%から6%に引下げる。

ハ. 優先株(les actions à dividende prioritaires)制度を創設する(注)。

(注) 優先的に配当を受ける代りに議決権をもたない株で、企業の

支配力を維持しつつ自己資本を充実させる点で中小企業にとり、魅力とされている。

##### (3) 社債以外の確定利付債券の利子所得にかかる源泉分離課税率の引上げ

預金証書(Bon de caisse)、大蔵省証券(Bon du Trésor)など社債以外の確定利付債券の利子所得にかかる源泉分離課税(prélèvement libératoire)率を現行の33.3%から40%に引上げる(注)。

(注) 社債にかかる上記税率25%<現行掘留>との間の格差を拡大することにより、社債投資への相対的有利性を強めるのがねらい。

2. 今回の株式投資促進措置等に対する反響をみると、企業側では、「上記措置実施により株式取得意欲が急激に高まるとは思えないが、企業の自己資本調達力増強策として十分評価できる」(経団連)としている一方、労組側では、「企業優遇度の高い措置」(労働総同盟ほか)として反発する向きが多い。この間金融界にあっては、「本制度の結果予想される銀行預金の流出は、5,000フランまでという限度額からみてさほど大きくなるまい」との見解を示している。

#### ◇英国政府、労働者の企業経営参加に関する白書を発表

1. 英国政府は5月23日、労働者の企業経営参加に関する白書(原題、Industrial Democracy)を発表した。その主な内容は以下のとおり。

(1) 従業員500人以上の企業では、設備投資計画、合併、事業の拡張・縮小、機構改革等従業員に影響の大きい重要事項の決定に関し、企業内の各種組合代表者(注)で構成される「合同代表委員会(Joint Representation Committee)」と事前に協議することが義務づけられる。

(注) 英国の場合一企業内に数種の職能別組合が存在することが通例であり、同白書では企業内各種組合の意思統一が労働者の企業経営参加の前提であるとしている。

(2) 労働者が役員レベルでの経営意思決定に参加できるよう、これを促進するため、役員会を政策役員会(policy board)と執行役員会(management board)(注)の重層構造に改組することが認められ、さらに従業員2,000人以上の企業については、全従業員の投票による要求があれば、その代表者を政策役員会のメンバーとすることが義務づけられる。政策役員会における従業員代表の構成割合は第一段階としては、全体の3分の1までとするが、将来、経営者側と同数にまで引上げる可能性を排除するものではない。

(注) 白書によれば政策役員会は企業経営上の重大な意思決定に関する権限を有するが、日常業務の運営には関与せず、後者は執行役員会の専断事項とされている。

(3) ただし、政策役員会への従業員代表参加については、「合同代表委員会」発足後3～4年の経過期間を置いてから実施する。

2. 本白書は、昨年1月提出された「産業民主化に関する政府諮問委員会の答申(いわゆるBullock Report)」(52年2月号「要録」参照)およびこれに対する産業・労働界の見解等をもとに作成されたものであるが、Bullock Reportに対する産業界の反発を考慮して、労働者の経営参加を段階的に実施していく点などその内容はやや穏健なものとなっている。なおキャラハン首相は本白書の内容を明らかにした議会演説の中で、白書に基づき労働者の企業経営参加に関する法案を次期国会に上提する方針である旨、合わせて表明した。

本白書に対する反響をみると、労働者側は「正しい方向に大きく前進」(マレーTUC書記長)と歓迎しているのに対し、経営者側は、「英国における労働組合の力を一段と強めようとしている点で基本的にはBullock Reportと変わっていない。白書の提案は、英国企業の効率・生産性を高め、国際競争力を強めるためには何ら役立つまい」(メスベンCBI専務理事)と強い不満の意を表明している。

#### ◇英国政府、IMFスタンド・バイ取決めに、IMF専務理事宛書簡を提出

1. 英国政府は5月24日、IMFスタンド・バイ取決め(1977年1月3日発効、総額3,360百万SDR、期間2年間)に関し、ヒーリー蔵相名による書簡をウィットフェーンIMF専務理事に提出した。主な内容は次のとおり。

- (1) 1978年度の国内信用増加額(DCE)の上限は初年度趣意書(Letter of Intent、52年1月号「要録」参照)に明示されたとおり60億ポンドとする。
- (2) 同年度の公共部門借入需要(PSBR)は本年4月の予算案発表時の見通し(5月号「要録」参照)のとおり85億ポンドを上回らないものとする。
- (3) これらの条件は、景気回復を達成し、産業の投資および業容拡張に必要な資金需要に応需するうえで適切なものである。

2. ヒーリー蔵相は、すでに昨年12月に同じくIMF専務理事に宛てて第2年度趣意書(1月号「要録」参照)を提出、その中で78年度のDCEを60億ポンド、PSBRを86億ポンドとする旨述べていた。今回の書簡では、このうちPSBRをさらに1億ポンド縮小し、85億ポンドするとともに、英国の外貨事情好転から一頃噂されていたIMFスタンド・バイ取決めの早期打ち切りを否定し、

当初設定された期限である1979年1月2日まで継続することを明らかにしたことになる。

シティ筋では、本書簡により①4月の予算演説で触れられた1978年度のDCE、PSBRの見通しが正式にIMFに対する確約にまで高められ、②スタンド・バイ取決めの早期打ち切りの可能性がなくなったことから、このところ不安定となっている金融・為替市場(短期市場金利の上昇傾向、国債の売行き不振、外国為替市場におけるポンド相場軟調等)に好影響をもたらすのではないかと期待している。しかしながら一部には「短資が流出し始めているだけに、DCEの抑制は77年度に比し、困難なものとなろう」(ロンドン・エコノミスト誌)としてその達成には厳しい引締めを余儀なくされる可能性もあるとの警戒的な見方も出ている。

#### ◇英蘭銀行、最低貸出歩合(MLR)の決定方式を変更

1. 英蘭銀行は5月25日、同行最低貸出歩合(MLR: minimum lending rate)の決定方式につき1972年10月以来行われてきたTB入札レートとの連動方式(47年11月号「要録」参照)を廃止し、今後最低貸出歩合は同行の裁量により決定・公表する旨、発表した。また、同行は最低貸出歩合を、当面(until further notice)現行水準(9%)に維持する旨、合わせて表明した(本措置の反響等については「国別動向」参照)。

2. なお、本措置に関する大蔵省の対外声明文は次のとおり。

「大蔵大臣は、最低貸出歩合の現行決定方式を廃止するとの英蘭銀行の提案を承認した。現行方式はこれまでおおむね順調に機能してきたが、最低貸出歩合が、TB入札レートと自動的かつ密接に連動していたことが、時として(特に昨年中は)望ましがらざる不規則な金利変動を招き、政策当局の意図に関し混乱を招いたこともあった。現行方式の下でも政策当局は實際上、最低貸出歩合の水準を決定するうえで責任を負っているわけであり、この際、このことを明瞭に認めることが適切であると判断した。大蔵大臣は英蘭銀行総裁と協議した結果、今後、毎週行われるTB入札の結果に基づき自動的に決定される最低貸出歩合の現行決定方式を廃止し、当局によって設定する方式に改めることに同意した。しかしながら、最低貸出歩合は今後も市場の情勢を勘案して弾力的に変更されることに変わりはない。新方式の下では最低貸出歩合が変更される場合は、木曜日の午後12時30分に英蘭銀行がこれを発表するものとする。なお、変更に際しては、現行方式における裁量的変更の場合と同様、大蔵大臣の承認を必要とすることとする」。

### ◇イタリア政府、企業の社会保険負担軽減措置を恒久化

イタリア政府は5月5日、昨年2月以来本年6月末までの時限措置として実施してきた企業の社会保険負担軽減措置(注)を、7月1日以降恒久化する旨閣議決定した。

なお、本措置により企業の社会保険負担額は、男子労働者1人当たり5%、女子労働者1人当たり12.5%恒久的に軽減される。政府では、年初来6月末までの軽減分と合わせて本年中の企業の労働コスト削減効果は1.75兆リラに達するものと推定している。

(注) 社会保険料企業負担の一部(現在労働者1人当たり24.5千リラを国庫が肩代りする措置(52年3月号「要録」参照)。当初は本年1月末を期限としていたが、以後2度にわたり延長され、本年6月末が期限となっていた。

### ◇イタリア政府、財政赤字削減措置を決定

1. イタリア政府は5月26日、財政赤字削減の見地から、公共料金引上げ、増税等、概要以下のような措置を決定した(増収効果、1兆5,500億リラ)

#### (イ) 公共料金引上げ

鉄道料金の20%引上げ……7月15日より実施

電気料金の16%引上げ……月払いについては6月1日より、3か月払いについては7月1日より実施

#### (ロ) 増税

銀行利子源泉所得税率の引上げ、18→20%……7月1日以降付利分につき実施

印紙税、自動車登録税、登記登録税、バナナ消費税の引上げ、等

2. 政府としては、本年の公共部門赤字を現在予想される30兆リラから政府目標の24兆リラにまで抑制すべく、今後も何らかの歳入増、歳出削減措置を早期に追加する意向であると伝えられ、今次措置発表にあたりパンドルフィ蔵相は、「今回の公共料金引上げ、増税等は、財政立直し対策の第1歩にすぎず、今後追加措置を決定する予定である」との見解を表明した。

### ◇スイス、非居住者に対する国内証券の売却禁止措置の一部を緩和

1. スイス中央銀行は5月12日、非居住者に対するスイス国内証券の売却禁止措置(2月27日実施、3月号「要録」参照)について以下のとおり緩和(5月16日以降実施)する旨発表した。

(1) 非居住者が下記の既保有証券を売却し、同時に同種証券を購入する場合、購入代金の範囲内で購入を認める。

#### イ. 株式

#### ロ. 出資証券

#### ハ. 組合持分権

(2) 非居住者が満期到来時に乗換えることができる証券(同一の発行主体の同種証券)として新たに中期金融債も認める。

(3) 非居住者による新株引受権

購入については当該非居住者がすでに一定額以上の当該株式を保有している場合に限り、これを認める。

2. スイス中央銀行では「今次措置はごく部分的な緩和、かつ技術的な調整に過ぎず、非居住者に対する国内証券売却禁止措置の根幹は維持する」とコメントしている。

### ◇スウェーデン、商業銀行に対する流動性比率を引上げ

1. スウェーデン中央銀行は4月21日、商業銀行に対する流動性比率を一律1%引上げる旨発表した(カッコ内は旧比率<3月号「要録」参照>、流動性比率の算出方法については51年7月号「要録」参照)。

#### 3大銀行

うち Post-och Kreditbanken(資金量最大) 33%(32%)

Skandinaviska Enskilda Banken および

Svenska Handelsbanken(同2、3位) 30%(29%)

中位各行 26%(25%)

その他 25%(24%)

2. 本措置につきスウェーデン中央銀行では「スウェーデン・クローナの安定を背景とした外資の流入や財政赤字の拡大に伴い予想される、マネーサプライの増加を抑制することを主としてねらったものであり、本措置により銀行流動性は約10億クローナ削減されよう」と説明している。

### ◇スウェーデン、78年度改訂予算案を発表

スウェーデン政府は4月26日、1978年度(1978年7月～79年6月)の改訂予算案を発表した。本改訂予算案をみると、赤字幅は418億クローナ(総歳出規模比26.7%)と戦後最大となっていた78年度当初予算の赤字幅322億クローナ(2月号「要録」参照)をさらに上回った。これは歳入規模が新たに賃金税の撤廃(注1)などにより当初予算比減少(当初1,194億クローナ→改訂後1,148億クローナ)する一方、歳出規模が国内企業に対する新規雇用助成補助金支出(注2)などにより増加するためである(当初1,516億クローナ→改訂後1,566億クローナ)。

(注1) 賃金税(賃金の支払総額を課税標準として雇用主が支払うもの、現行税率2%)を7月1日より廃止(歳入削減効果は約30億クローナ)。

(注2) 政府は78年7月から79年3月までの間に新規雇用を図る国内

企業に対し、被雇用者1人当たり、それぞれ、12千クローナ(78年7～9月)、8千クローナ(78年10～12月)および4千クローナ(79年1～3月)の補助金を支給する。

### スウェーデンの1978年度改訂予算案

(単位・億クローナ、△印は赤字)

	1977年度 (改訂後)	1978年度 (当初予算)	同 (改訂後)	前年度改訂 予算比増加 率(%)
歳入	1,114	1,194	1,148	3.1
歳出	1,446	1,516	1,566	8.3
収支じり	△ 332	△ 332	△ 418	

なお、本改訂の主な内容である賃金税の撤廃および新規雇用助成補助金支出は、国内景気の低迷を背景に、このところ増加傾向を示している失業(注)を低下させるためにとられたものとみられている。

(注)	76年	77/I	II	III	IV	78/1月	2月	3月
失業者数 (千人)	66 (67)	69 (67)	68 (68)	81 (64)	81 (68)	110 (95)	92 (74)	98 (65)
失業率 (%)	1.6 (1.6)	1.9 (1.8)	1.5 (1.5)	1.9 (1.5)	1.9 (1.8)	2.6 (2.3)	2.2 (1.8)	2.3 (1.6)

カッコ内は前年同期・月、実績。

### ◇ポルトガル、公定歩合を引上げ

1. ポルトガル中央銀行は5月8日、公定歩合を5%引上げて18%とし、即日実施する旨発表した(注1)。ポルトガルの公定歩合変更は77年8月26日の引上げ(8→13%)以来約9ヵ月ぶりのことである。なお、本措置に加え、ポルトガル中央銀行は5月5日、エスクードを米ドルに対して6.1%切下げる(注2)(新レート、1米ドル=45エスクード、即日実施)旨決定した。

(注1) このほか、180日以上定期預金金利、および貯蓄預金金利の4%引上げ、金融機関貸出金利の3.5%引上げ(期間90日もの18.25%、ただし、優先度の高い貸付を除く)を同時に発表。

(注2) 主要貿易取引相手国通貨バスケットに対しては6.5%の切下げ。なお従来のクローリング・ベッグ方式は維持され、ポルトガル中央銀行は主要取引通貨バスケットに対し月1.25%を超えない範囲でエスクードが調整されるよう市場に介入していく方針。

2. 本措置に関し、ポルトガル中央銀行では、「最近の国際収支の悪化、国内物価の高騰等の経済情勢にかんがみ、IMFからのstand-by credit借入取決め締結(注)にあたり実施したもの」と説明している。

(注) ポルトガル政府はかねてから同国経済再建のためIMFに対し借入を要請していたが、6月5日、総額57.35百万SDRのスタンド・バイ借款(期間1年)が承認された。

## アジアおよび大洋州諸国

### ◇アジア開発銀行、第11回年次総会を開催

アジア開発銀行(ADB)の第11回年次総会は、4月

24～26日ウィーンにおいて、加盟43か国中カンボジアを除く42か国が参加して開催された。

今次総会は、域外先進国における開催(ウィーンでの開催は72年第5回総会以来2度目)であったため、会議参加各国は本総会を域内国と域外国との「協調と連帯」のシンボルと受け止め、アジア地域の発展途上国と域内・外の先進国とが力を合わせて世界経済発展のために一層の努力を行うことの重要性を改めて強く認識した点の一つの大きな意義があったとされている。

こうした「協調と連帯」の精神が醸成された背景としては、①アジア諸国の経済状態が総じてかなり改善(域内途上国26か国中15か国<人口シェア93%>の実質経済成長率、76年6.6%、77年6.1%、同77年中外貨準備増加額55億ドル)し、これにつれて先進国に対する攻撃的な態度が弱まってきたこと、②先進諸国側も、従来インフレ・国際収支の両面からみて弱い立場にあった国(英国、フランス等)で最近経済の調整がかなり進展し、途上国向け援助を増強するゆとりが若干出始めたこと、等があげられる。

今次総会の主な討議内容は次のとおり。

- 上記のような域内途上国の経済情勢下、大幅黒字工業国の世界経済に対する責任を強調したのは、一部の国(韓国、ビルマ等)にとどまり、途上国側からも開発促進にあたって「自己依存」(self-reliance)が必須との発言(インド、スリランカ等)が出された。もっとも、軽工業品輸出国(韓国等)からは、先進国におけるこれら品目の輸入制限等、保護主義的な動きが高まっており、これが発展途上国の今後の成長に大きな阻害要因となるとの指摘があった。
- 先進国の対途上国援助については、従来国際収支赤字に悩まされていた英国、フランスが積極的な援助方針を表明したほか、対外援助に積極的なスウェーデンは、同国の最貧国に対する既存債権の全額棚上げが議会で承認された旨報告した。また米国は、カーター政権が引続き対外援助に前向きな姿勢を維持している旨明言し、その際同国援助は人権尊重に資する方向で行われるものである旨付言した。これに対し、わが国は、①今後5年間に政府開発援助を倍増以上に拡大する方針であること、②その第1歩として78年度予算では援助資金を前年度比+16%、特に無償援助を同+90%とする、等の意向を表明した。
- 本年末で財源枯渇が見込まれるアジア開発基金(ADF)の第2次財源補充計画については、本総会直前(4月22、23日)の抛出国会議において、ADB事務局案通り79～82年に21.5億ドルの抛出を行うことで基本

的合意が成立した(注)。

- 中国加盟問題については、パキスタンが今回も加盟支持を表明した(前回総会で支持を表明したインド、スリランカ、ネパールは今回はコメントせず)。

(注) 本件に関しては、昨年10月の提出国会議(京都)で、ADB事務局案が提示され、本年2月のジュネーブ会議で提出国の意見調整が行われたが合意をみず(わが国は事務局案を支持、米国は18億ドルを主張)、持越しとなっていた。

各国の提出割当としては、総額20億ドルにつき16か国が原則として前回提出シェア(わが国は33.69%)で義務的拠出を行うほか、特定国が特別拠出1.5億ドルを分担することとなった。

#### ◇韓国、輸入自由化品目の拡大等を発表

韓国政府は4月15日、133品目にわたる輸入自由化品目を発表、5月1日から実施することとし、あわせて今後輸入自由化が予定される188品目を発表した。これは、外貨準備高の増すを背景に海外からの貿易自由化要請にこたえ、かたがた国内物価の安定化を図るため、これまで実施してきた輸入自由化措置(77年11月、78年1月)を一段と促進しようとするもの。主な品目は以下のとおり。

- (1) 5月1日より輸入自由化される133品目
- ① 原材料12品目…パルプ、原毛、コーヒー豆等。
  - ② 中間財(化学品、繊維製品、鉄鋼・金属製品)30品目…皮革、工業用香料、糸糸、銑鉄、ピレット等。
  - ③ 機械機器類34品目…田植機、トラック(8トン以上)等。
  - ④ 最終消費財20品目…白黒テレビ、冷蔵庫、石けん等。
  - ⑤ 食品類28品目…パン、ラーメン等。
  - ⑥ その他9品目
- ただし、上記品目中、白黒テレビ、田植機等48品目については、輸入監視対象とし、政府がこれら品目の輸入推移を随時チェックし、国内産業への影響を認めた場合は直ちに輸入制限を発動できることとしている。
- (2) 今後輸入自由化が予定されている188品目
- ① 79～80年中に輸入自由化される78品目…原糖、紙類(クラフト紙、段ボール紙)、ダイヤル式電話、家庭用洗濯機等。
  - ② 81～82年中に輸入自由化される110品目…化粧石けん、合繊糸、工作機械、腕時計、ノート等。

#### ◇台湾、1979年度予算案を発表

行政院は3月31日、1979年度(1978年7月～79年6月)中央政府予算案を立法院に提出した。同予算案は、経済建設・交通関係費等の支出増加を主因に大型化(歳出、歳入とも1,551億元、1978年度当初予算比+18.0%、前

年度同+18.5%)し、そのファイナンスのために多額の公債発行を見込むなど、前年度に引続き積極的なものとなっている。歳出入面の特色は次のとおり。

- (1) 歳出面では、経済成長の持続をねらいとして、経済建設・交通関係費支出を一段と増大(同+24.3%、前年度同+21.5%)しているのが特徴。もっとも、公務員給与の大幅引上げ等を映じて一般政務費(同+48.9%)、省市補助費(同+44.6%)が著増、国防・外交費も伸び率としてはかなり抑制されている(同+12.9%、前年度同+24.5%)とはいえ、なお総歳出の46.2%を占めるなど非経済的支出も増大しており、財政面への圧迫要因となっている。
- (2) 歳入面では、大宗を占める租税・専売収入が前年度をやや上回る伸び(同+16.8%、前年度同+15.5%)にとどまるほか、公営企業収入も減少が見込まれる(同-7.8%)ため、前年度に比べ建設公債への依存を強めるかたちとなっている(公債依存度、1978年度3.7%→79年度6.1%)。

#### 台湾の1979年度予算案

(単位・億元)

		1979年度 度予算	1978年度 当初予算 比増減(±) 率(%)	構成比 (%)
歳 入	租税・専売収入	1,089	16.8	70.2
	公営企業収入	150	-7.8	9.7
	建設公債	95	97.9	6.1
	剰余金繰入れ	96	43.3	6.2
	その他	121	15.2	7.8
合 計		1,551	18.0	100.0
歳 出	国防・外交費	717	12.9	46.2
	経済建設・交通関係費	373	24.3	24.0
	社会福祉関係費	190	18.8	12.3
	教育・科学・文化費	101	27.8	6.5
	一般政務費	70	48.9	4.5
	省市補助費	68	44.6	4.4
	その他	32	-3.0	2.1
合 計		1,551	18.0	100.0

#### ◇台湾、1977年の直接投資受入れ状況を発表

台湾当局の発表によると、1977年中の海外からの直接投資受入れ額(認可ベース)は163.9百万ドル、前年比15.8%増と順調な伸びを示した。これは、外国人投資(前年比-6.7%)が日本、西欧の景気低迷に伴う投資意欲低下等から前年水準を若干下回ったものの、華僑投資(同

+73.9%)が観光ホテル建設(3件、52百万ドル)を中心に急増したことによるもの。業種別では、前記ホテル建設急増を映じてサービス業が著増(前年比51倍)した反面、従来ウエイトの高かった電気機器は前年を下回った(同-27.1%)。

### 台湾の直接投資認可額

(単位・百万ドル、カッコ内は前年比増減(-)率・%)

	1975年	1976年	1977年
華 僑	47.2(-41.4)	39.5(-16.5)	68.7( 73.9)
外 国 人	70.9(-34.8)	102.0( 43.9)	95.2(- 6.7)
うち 日 本	23.2(-40.4)	30.8( 32.8)	24.1(-21.8)
米 国	41.2( 6.2)	21.8(-47.1)	24.2( 11.0)
合 計	118.2(-37.6)	141.5( 19.7)	163.9( 15.8)

### 主要業種別内訳

(単位・百万ドル、カッコ内は前年比増減(-)率・%)

	1977年
電 気 機 器	52.8(-27.1)
化 学	14.0( 12.7)
一 般 機 械	7.6(- 6.7)
金 属	7.0( 36.0)
サ ー ビ ス 業	51.3( 51倍)
そ の 他 と も 計	163.9( 15.8)

### ◇香港、預貸金金利を引上げ

香港の英系2行(香港上海、チャータード)は4月27日、貸出プライム・レートを0.75%引上げ5.5%とすることを発表、5月1日より実施した。これは、建設、不動産関連を中心とする地場資金需要の盛りりと内外金利差を映じた海外短資流入減等から、このところ金融市場がタイト化し、コール・レートが貸出プライム・レートを上回る状況となっていたため。

一方、為替銀行協会(Exchange Banks' Association)は上記措置に伴い協定預金金利を一部引上げるとともに、前回の金利引下げ時(昨年1月)に廃止した通知預金の協定金利を今回復活することとし、同じく5月1日から実施した(なお、協定金利の引上げは1974年8月以来約4年ぶりのこと)。新預金金利は次のとおり(年利・%、カッコ内は旧金利)。

普通預金	2.25(注1)(1.75)
通知預金	2.25 ( ー)
定期預金	
3 か月もの	2.25 (1.75)

6 か月もの 3.0 (3.0)

12 か月もの 4.0(注2) (4.0)

(注1) 前回引下げ時(昨年1月)に設けられた大口預入規制措置(50万香港ドル以上預入する場合は無利息)は、すでに本年2月に廃止されている。

(注2) 香港上海銀行等一部銀行は昨年4月以降、6 か月ものおよび12 か月もの定期預金金利を協定金利以下に引下げていた(6 か月もの協定金利3.0→2.25%、12 か月もの同4.0→3.0%)が、今回12 か月もの限り為替銀行協会協定金利の水増(4.0%)まで引上げ(従って6 か月ものについては依然協定金利比0.75%安)。

### ◇タイ、輸出加工区設置計画を発表

タイ投資委員会は3月27日、同国初の輸出加工区(export processing zone)設置計画を発表した。

同計画は、同国の第4次経済社会開発5 か年計画(77年~81年)の主要目標である工業の分散化、労働集約的および輸出指向型工業奨励の一環を成すもので、地場企業と競合しない輸出関連業種、労働集約的軽工業、中小規模工業が対象業種とされている。また、加工区での操業を認可された企業については、使用する機械設備および原材料に関する輸入関税免除、事業税免除等の優遇措置が認められることとなっている。

加工区対象地域は次の2 か所。

- (1) ラット・クラバン(Lat Krabang)工業団地内(バンコック郊外約35km)  
面積 160ha  
完成 79年3月ないし4月の予定
- (2) レーム・チャバン(Laem Chabang、マレー半島)  
82年完成予定

### ◇タイ、円建私募債を発行

タイ政府は5月20日、円建私募債を発行した。本債券の概要は次のとおり。

総 額	100億円
償 還 期 間	10年
利 率	年7.4%
発 行 価 格	100円につき99円25銭
応募者利回り	年7.531%
引 受 幹 事	野村証券、山一証券、東京銀行、三井銀行、長期信用銀行

わが国における円建私募債の発行は、73年12月のメキシコ石油公団債発行以降認可されていなかったが、発展途上国から経済援助拡大要請が強まっている折から、これら諸国への経済協力促進の見地に立って、昨年6月フィリピンの発行認可(52年7月号「要録」参照)を皮切りに、今回のタイの発行(アジアの発展途上国としては2番目)を含めすでに7か国の発行が認可されている。

### ◇シンガポール、ACU取引に関する優遇所得税率の適用範囲を拡大

シンガポール金融管理庁(MAS)は、2月17日、同国を国際金融センターとして一段と発展させていく見地から、シンガポール所在の銀行およびマーチャント・バンクに対し、ACU取引に関する優遇所得税率(10%)の適用範囲を拡大し、本年1月に遡って適用する旨通知した。概要は次のとおり。

- すでに優遇税率を適用されている取引
  - (1) 非居住者(非銀行顧客)に対するシンガポール・ドル以外の通貨による貸付。
  - (2) オフショア3国間貿易取引に関する信用状の開設、通知、確認。
- 今回新たに優遇税率が適用される取引(従来の税率は40%)。
  - (1) オフショア3国間貿易取引のファイナンスないしリファイナンス。
  - (2) シンガポール国外の銀行ないし支店あるいはACU取扱銀行とのシンガポール・ドル以外の通貨による次のような取引。
    - 貸付
    - 預け金
    - オフショア3国間貿易取引に関する手形の銀行引受けおよび取引
    - 譲渡可能定期預金証書(CD)の取引
  - (3) 公社債、およびCD(いずれもシンガポール・ドル建のものを除く)発行に際しての幹事・引受け・販売およびこれらの証券類の売買取引。
  - (4) 非居住者に対する金融上の助言サービスの提供。
  - (5) 非居住者(非銀行顧客)とのシンガポール・ドル以外の通貨による取引。

### ◇インド準備銀行、保有金を放出

インド準備銀行は4月22日、同行保有金の一部を5月に降3か月にわたり市場(公認金塊ディーラー)に売却する旨発表し、5月5日から売却を開始した。これまでの売却の概要は次のとおり。

	売却日	売却量	売却価格 (純度99.5%)
第1回	5月5日	約1.6万トロイ オンス	227~242ドル/ トロイオンス
第2回	5月18日	約4.8万トロイ オンス	231~247ドル/ トロイオンス

今次措置の背景は以下のとおり。

インドでは1974年に金輸入禁止措置が講じられたため、その後、国内金価格がシリ高を続け、本年4月現在

265ドル/トロイオンスと国際価格(ロンドンPM相場、約170ドル/トロイオンス)を56%も上回り、世界最高水準を示現、価格高騰に伴って同国への金の密輸入も増大(最近では推定年間約80万トロイオンス)していた。今回の金売却はこうした事態に対処するとともに、今年度の赤字予算を補てんすることをめねらいとしたもの。

### ◇豪州、支払準備率を引下げ

豪州準備銀行は4月28日、主要商業銀行の支払準備率を現行の5.5%から4.0%に引下げ、5月3日から実施することを決定した(本措置に伴う市中流動性増加額は280百万豪ドル)。

今回の引下げは4月3日の引下げ(6.5→5.5%)を補充するためのものであり、同行は、「78/6月末の納税期接近に伴う市中流動性の不足を緩和するための通常の金融調節」(ナイト総裁)と説明している。

## 共産圏諸国

### ◇コメコン銀行、1977年中の活動状況を発表

コメコン銀行(国際経済協力銀行)はこのほど77年の活動状況を発表した。その概要は次のとおり。

- (1) 振替ルーブルによる加盟国相互間の決済額は、域内貿易の拡大に加え、ベトナムの新規加盟(77年5月)もあり、947億振替ルーブルと前年比+14.8%の増加となった。
- (2) 77年末の貸出(主として短期輸入決済資金)残高は、19.9億振替ルーブル(前年末比+33.4%)と好伸した。これは、域内貿易の拡大から振替ルーブルによる貸出残高が著増(1,494百万振替ルーブル、前年末比+47.7%)したことによるもの。なお、交換可能通貨による貸出残高は、対西側貿易収支の赤字幅縮小(ソ連・東

### コメコン銀行の貸借対照表

(単位・百万振替ルーブル)

借 方			貸 方		
	1976 年末	1977 年末		1976 年末	1977 年末
現金・預け金	2,053.0	2,142.3	払込済資本金	121.0	121.5
(うち 預け金)	(2,017.8)	2,099.9	積立金	73.4	93.2
貸出	1,494.3	1,992.9	預金	2,961.4	3,478.1
什器・備品	0.6	0.6	(うち定期預金)	2,244.5	3,227.5
その他	49.3	40.7	借入金	320.4	362.2
			その他	94.5	92.7
			利益金	26.5	28.8
計	3,597.2	4,176.5	計	3,597.2	4,176.5

欧諸国の77年中対OECD貿易赤字幅42億ドル、同76年64億ドル)などから伸び悩んだ(499百万振替ルーブル<前年末比+3.2%>)。

(3) 一方、資金調達の大宗を占める預金については、77年末残高34.8億振替ルーブルと前年比+17.4%の増加にとどまった。

#### ◇コメコン国際投資銀行、1977年中の活動状況を発表

コメコン国際投資銀行はこのほど77年の活動状況を発表した。その概要は次のとおり。

(1) 77年中の貸出額は826百万振替ルーブルと前年(676百万振替ルーブル)を上回り、77年末の貸出残高は前年末比60.5%増の18.6億振替ルーブルとなった。主な貸出案件としては、継続案件であるオレンブルグ・ガスパイプライン(注1)のほか、新規案件として、ハンガリーのアルミニウム工業総合プロジェクト、ポーランドの農業機械生産設備、ルーマニアの苛性ソーダ、塩素生産設備および、非加盟国であるユーゴスラビアに対する初の融資(機械工業設備)等がある。

(2) 一方資金調達は、主として外資取入れ(注2)を中心とした借入に依存しており、この結果77年末借入残高は15.7億振替ルーブルと前年末(10.6億振替ルーブル)比48.3%の増加となった。

(注1) コメコン共同プロジェクト。75年に着工し、77年末時点で総延長(2,750 km)の9割強にあたる2,547 kmまで建設が進んでおり、78年中には完工の見通し。

(注2) ユーロ・マネー誌(78年1月号)によれば、同行の中長期ユーロ資金取入れ額は77年中11億ドル(約15億振替ルーブル)、前年(6億ドル<約8億振替ルーブル>)比83.3%増。

#### コメコン国際投資銀行の貸借対照表

(単位・百万振替ルーブル)

借 方			貸 方		
	1976 年末	1977 年末		1976 年末	1977 年末
現金・預け金	340.4	153.4	払込済資本金	372.0	373.9
貸 出	1,157.4	1,857.5	積 立 金	41.5	53.7
什器・備品	0.4	0.5	特別融資基金	25.8	26.4
そ の 他	41.9	63.3	借 入 金	1,060.9	1,572.9
			そ の 他	22.5	30.3
			利 益 金	17.3	17.5
計	1,540.0	2,074.7	計	1,540.0	2,074.7

#### ◇ルーマニア、1977年経済実績を発表

ルーマニア政府はこのほど77年経済実績を発表した。これによれば、鉱工業生産は震災被害(77年3月)にもかかわらず、復興努力が奏功して計画目標を達成したもの

の、農業生産が前年水準を下回ったことから、生産国民所得では前年比+8.6%と計画目標(同+11.3%)を下回った。

(1) 鉱工業生産は、前年比+12.5%と計画(同+10.5%)はもとより、前年実績(同+11.5%)をも上回る伸びをみせた。部門別にみると、電力(同+2.4%)、燃料工業(同+3.0%)は伸び悩んだものの、化学工業(同+13.9%)、粗鋼(同+13.7%)、機械工業(同+13.2%)等重化学工業部門が好伸した。

(2) 農業生産は、震災被害に加えて、農業部門労働者が鉱工業部門等の復興に大量投入されたこともあり、前年を1.3%方下回った。

(3) 投資は前年比+11.5%と計画(同+16.7%)を下回った。これは震災復興関係支出が増大したため新規設備投資が大幅に削減されたことによるもの。

(4) 小売売上高は前年比+6.7%と計画(同+9.0%)を下回った。品目別では、震災復旧需要を映じて、建材(同+33.0%)、セメント(同+21.5%)が大幅な伸びを示した。

(5) 貿易は往復で前年比+14.8%と計画(同+15.5%)を下回った。輸出入別では、輸入の伸び(同+15.1%)が輸出のそれ(同+14.6%)を上回り、収支じりは小幅悪化(76年2億レイ<公定為替レート換算40百万ドル>の黒字、77年ゼロ)をみた。

#### ルーマニア主要経済指標

(単位・前年比増減率・%)

	1976年	1977年	同 計 画	1978年
	実 績	実 績		計 画
生産国民所得	10.5	8.6	11.3	11~11.5
鉱工業総生産	11.5	12.5	10.5	10.6
農業総生産	17	-1.3	1.9~13.6	6.9~16.1
投 資	9.2	11.5	16.7	16.8
工業労働生産性	8.8	9.8	9.2	9
1人当り実質所得	8.3	n.a.	5.9~6.3	7.9
小 売 売 上 高	9.0	6.7	9.0	10
貿 易	14.5	14.8	15.5	19.1

#### ◇中国、1978年春季広州交易会を開催

1978年春季広州交易会は、例年どおり4月15日から5月15日まで広州市で開催された。中国側の発表によれば、今次交易会は昨年秋を上回る盛況で、総成約高は既往最高に達したと伝えられている。もっとも、西側筋の情報によれば、商談は総じて盛上りに乏しく、中国側の発表は交易会開催の意義強調をねらった多分に政治的配慮によるものとの見方もなされている。

この間、わが国の成約高は低調な昨年秋(輸出入合計350百万ドル)を下回り、昨年春並みの水準(同250百万ドル程度)にとどまったとの見方が一般的。これは、①北京商談等交易会以外での取引が増大し、交易会のウエイトが低下しているほか、②昨年異常天候に伴い大豆等農産物の中国側輸出商品が玉不足であったこと、③わが国の内需伸び悩みから繊維2次製品、赤貝等の買付けが落ちたこと、④円高の影響などから、機械、化学品のわが国輸出については欧州勢に敗退するケースが増えたこと、等が響いたものとみられている。

ただこうした中で、中国が、4つの近代化達成の一環として対外取引拡大に柔軟な姿勢をみせていることもあって、①海外バイヤーの特別注文等にも柔軟に応ずる構えを示したこと、②加工貿易、委託販売方式などの取引方法も積極的に活用する姿勢をみせていたこと、等は先行きの明るい材料であると指摘する向きも少なくない。

#### ◇ベトナム、南北通貨を統一

ベトナム政府は、5月3日、従来同国北部と南部でそれぞれ使用されていた北ドン、南ドンにかわる統一通貨(ドン)を発行し、5月6日までに遠隔地を除くすべての省および都市で旧通貨の回収ならびに新通貨への交換を終了したと発表した。同措置の概要は以下のとおり。

##### (1) 新旧通貨の交換レート

1ドン = 1北ドン

〃 = 0.8南ドン

##### (2) 新旧通貨の交換

###### イ. 現金への交換は次の限度内とする。

都市部…1家族当たり500ドン(うち夫婦200ドン、その他扶養家族1人につき50ドン)、独身者は100ドン。

農村部…1家族当たり300ドン(うち夫婦100ドン、

その他扶養家族1人につき30ドン)、独身者は50ドン。

ロ. 上記現金交換限度を超えて現・預金を保有する場合は、その金額を申告し、銀行へ預入することを義務づける。なお、預金の引出しは当局の許可を要する。

#### ◇北朝鮮、1977年度決算と1978年度予算を発表

北朝鮮では、4月18～20日に開かれた最高人民会議において、1977年度(暦年)国家財政決算および1978年度同予算が承認された。その概要は次のとおり。

##### (1) 1977年度決算

イ. 歳入13,789百万ウォン(前年度実績比+9.2%)に対し歳出13,349百万ウォン(同+8.3%)で、収支じりは引続き若干の黒字(440百万ドル)。

ロ. 歳出面では、基本建設費(うち運輸部門、前年度実績比1.3倍、発電部門同1.2倍、軽工業部門同1.3倍)、農業関係費(同1.2倍)が著増した。

##### (2) 1978年度予算

イ. 歳入(前年度実績比+10.9%)、歳出(同+14.6%)とも15,293百万ウォンと例年どおりの均衡予算となっている。

ロ. 歳出面では、前年度に引続き経済関係費に重点がおかれており、特に機械工業部門(前年度実績比1.3倍)、軽工業部門(同1.2倍)、農業部門投資(同1.2倍)が高い伸びとなっている。

なお同会議において、1977年の経済実績と1978年の目標が一部発表された。これによれば、1977年の穀物生産は8.5百万トン(76年8.0百万トン)、同1978年の目標は8.8百万トン、また1977年中の鉄鉱石生産は前年実績比1.3倍、石炭生産は同1.2倍、小売商品流通額は同1.2倍となった。